

327  
746

笑峯林忠太郎謹著

新撰齋田讀本



327  
746

始



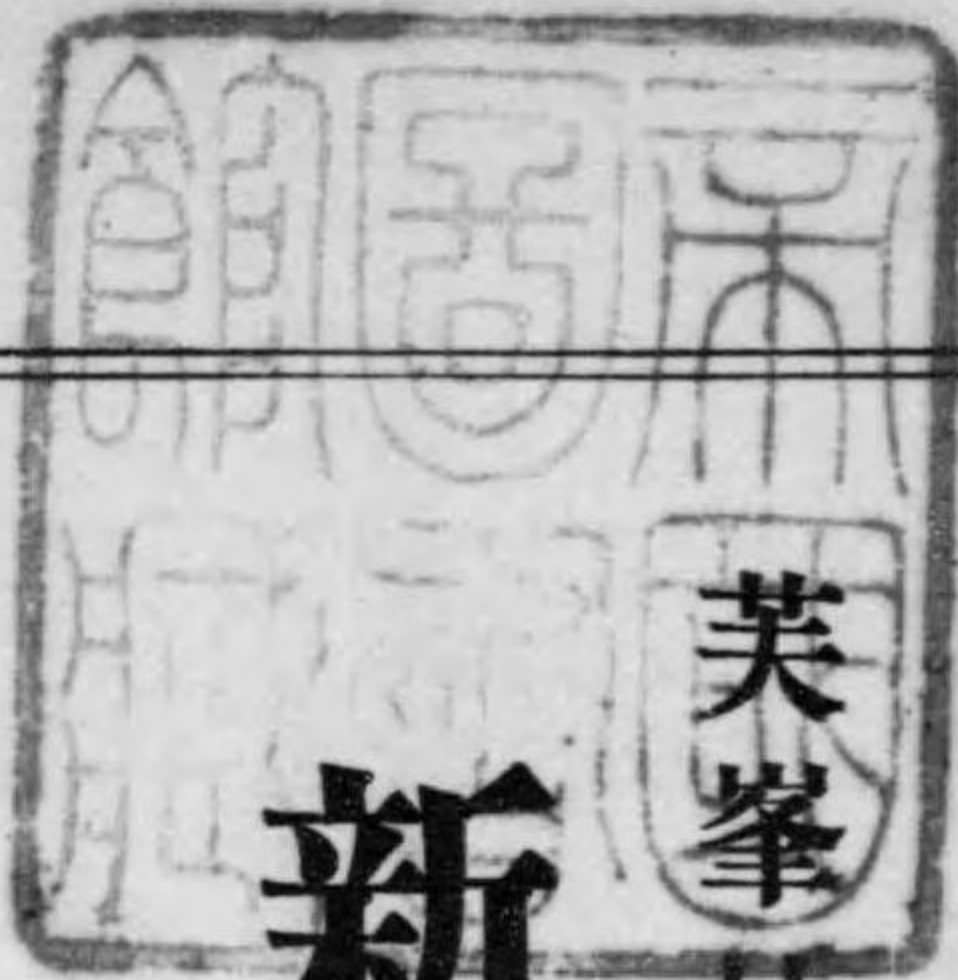
327  
746

笑峯林忠太郎謹著

新撰齋田讀本

327

746

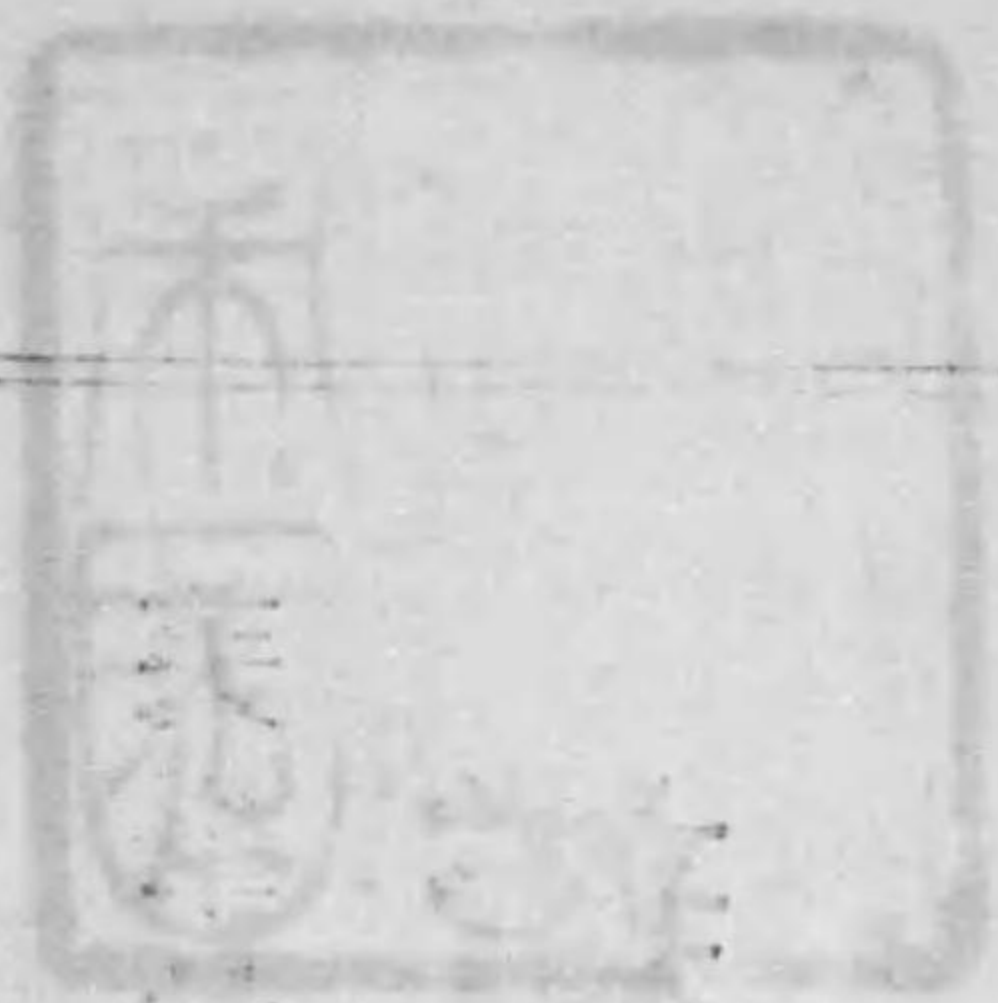


美峯  
林忠太郎謹著

新撰齋田讀本

大正  
4. 11. 3  
内交





木下天也  
著  
農本

### 自序

近世文明の弊は貴農を忘却して重商工なるにあり、農を説く者亦末節に流れて其本を知らざるもの、如し、之農村の振興せざる所以にして延いて邦家の盛衰に影響するや甚だ大なるものあり。今國家の施設に注視するに、重商工政策克く行はる、あり、雖も其割合に發達の遅々たるを觀る、此の如きは其根源たる農村に培はずして其技梢たる都會の繁榮を期せん、こしたるに據る、此の如きは本末を顛倒せるもの、こいはざる可からず、又農に携はる者徒らに目前の小事に拘々し、曾て大局を達觀し組織的に邦家の前途を講究せん、とする者極めて稀なり。

吾農家に生れ、農業教育を受け八年前愛知縣農會に職を奉じ、今尙現任し、他を知らず、雖も聊か都市政策を研究し、又商工に通曉せん、事を期し、稍々其狀勢を知るに至る、茲に於てか益々農本位の

自説を強めたり。

我が國古來大嘗の嚴儀あり、瑞穂の國特有の祭祀となす、之れあるかな。至尊大御手を以て畏くも神饌を神に獻げ給ひ且つ五穀豊かに稔らん事を祈らせらる、我が皇室が農を重ぜられ、之を以て國本となし給ふ、實に理ありと云ふべし、大嘗の前儀として齋田を設置せられ潔齋して神饌の御料を作らしめ給ふ。

齋田の意味極めて深厚、之を説き盡さんは容易の業にあらず、蓋し其人あるべしと期待したるに、未だ其企てを見ず、茲に於てか微力自ら揣らず此著をなし大方の示教を請はんことす。

此書の目的は此書の内容克く之を説明せん。或は青年補習教育の教科書となす亦不可ならず、此書に若し謬見あらば即ち誠實なる誤謬に出づ。

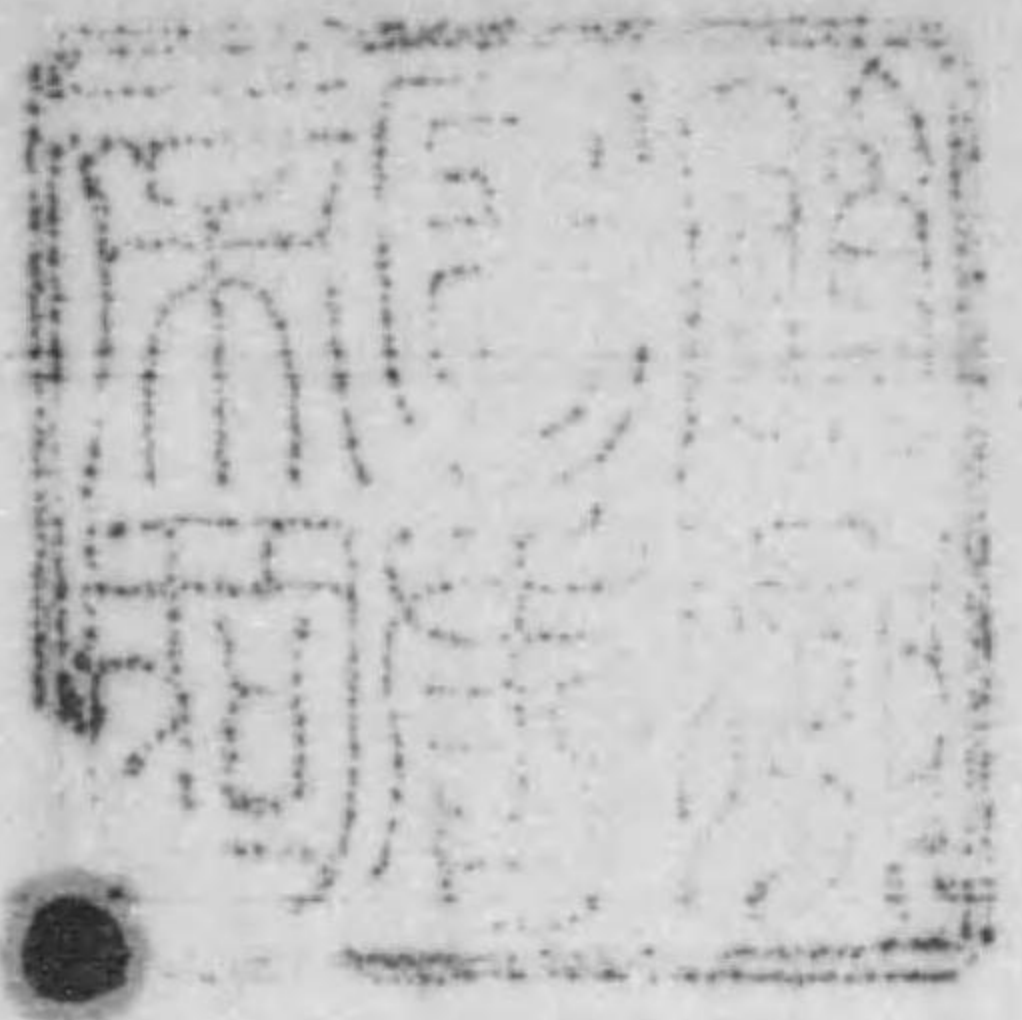
大正四年仲秋

著者 林 忠太郎識す

# 新撰齋田讀本

## 目次

第一章	我が國特有の祭祀	一
第二章	即位禮と大嘗祭	三
第三章	大嘗祭と齋田	二六
第四章	皇室と農業	三六
第五章	齋田と農業	四七
第六章	齋田と教育	五七
第七章	齋田と民育	六八



# 新撰齋田讀本

芙蓉生 林忠太郎著

## 第一章

### 我が國特有の祭祀

我が國は建國の昔より他國とは全く趣を異にしたる國柄なれば其行ふ所の祭祀の如きも亦特有のものあり。中頃群雄四方に割據し兵亂相亞ぎ世は麻の如く亂れたれば特有の祭祀の如きも餘儀なく一時中絶の姿となりしが、徳川の中葉より諸祭漸く復興の機運に向ひ又明治維新後古式に則りて再興せられたるものもありしが、明治八年式部寮



より神社の祭式發布せられたれば茲に始めて各種の祭祀其規を一にするに至れり。今農業に最も關係深き祭祀の事柄を語らん。之實に我が國特有の祭祀にして古より最も重きをなしたるものなれば國民は克く記憶するを要す。

第一節 皇室の祭祀

皇室に於て行はせ給ふ農業に因縁深き祭祀には恒例のものご臨時のものごあり。恒例の祭祀には御即位の時の大嘗祭を始とし、毎年國民の耕作を始むるに先立ちて其年の豊穰を神祇に祈らせらるゝ。祈年祭あり。新穀熟するや親しく神前に之を捧げて報賽の意を表し給ふ新嘗祭あり。特に皇祖伊勢大神宮に新穀を捧げ給ふ神嘗祭あり。其他相嘗祭、月次祭あり。臨時の祭祀としては旱天に雨を祈り給ひし祈雨祭あり、霖雨に晴を祈り給ひし祈晴祭あり。此の如く我



蝗御歳神

が皇室に於かせられては農を重んじ給ふ數々の祭祀を行はせらる、されば恒例の祭祀たる祈年祭、神嘗祭、新嘗祭、臨時の祭祀たりし祈雨祭、祈晴祭に付き説く所あらんご欲す。大嘗祭は最も重大なる祭祀なれば章を革めて別に説明する所あらん。

〔一〕祈年祭 農事の作業を始むるに先立ちて其年の豊穰を祈願し給ふ祭典にして春の祭と稱す。二月四日祈年祭班幣、二月十七日神宮祈年祭奉幣の事あり。此祭祀に於て幣帛を奉らるゝは大神宮、賢所、神殿、皇靈殿を始とし、全國を通じて百七十六の官國幣社なりとす。祈年祭の起源は神代の昔、大地主神、田を營むの時、御歳神の怒に觸れ、御歳神其田に蝗を放ちたるに、苗葉忽ちにして枯れたれば、大地主神は白猪、白馬、白鶏を御歳神に献げて其怒を解かしたるに、御歳神

大巳貴神おほゑののかみ

意既に收まり苗葉亦繁茂するに至りたれば爾來此祭を行ふ事となれり、大地主神と申すは大巳貴神の御事なり、此祭の起源を人皇四十代天武天皇の御代なりと稱するものあれごは單に祭祀を二月四日と定めたるに止まる、此祭は永正以後全く中絶せられしを明治二年勅して之を復興せしめ給ひ以て今日に至れり。

(二)神嘗祭 伊勢大神宮は皇祖天照大御神の鎮まらせ給ふ尊き神靈なるを以て十月十七日神嘗祭を取行ひ諸神に先立ちて新穀を供せらるゝ大神宮にては最も重き大祭なり。奈良朝平安朝時代に於ても續いて行はせられたれご武家の時代となりて廢絶せり、徳川時代に入り正保四年先づ此祭を復興し勅使參向の事となりしも荷前調絹は未だ再興せらるゝに至らざりしが元治元年に至り古式の如く

奉獻する事となれり。

(三)新嘗祭 皇室を始め奉り一般民間に於ても之を行ふ、祈年祭を春の祭と稱するに對し此祭を秋の祭と唱へ、其年の豊作を神に謝せらるゝなり。抑も穀物を耕し作る事は天照大神の深遠なる大御心に出でしものなり、且つ穀物は人命の繋る所のものなれば皇室に於かせられても恒例の諸祭中最も重きをなし給ふ。貞享以後は新嘗御祈と稱せられ、王政復古と共に長文の諭告發せられたり、此諭告は克く此祭の真相を明かにしたるものなれば茲に其全文を登載せむ。

來十八日新嘗祭に相當り御祭は於京師被爲行候得共主上御遙拜被爲在候右祭の儀は先皇國の稻穀は天照大神顯見蒼生の食而可活ものなりと詔令あらせられ天

顯見蒼生うつしきみみひざさ



散齋 上に於て天田狹田に令殖給ひし稻を皇孫降臨の時下し  
致齋 給へるものなれば、其神恩を忘給はず且早霖の憂無之様  
神事ニ與カル人カ にご神武天皇以來世々天皇十一月卯の日當年の新穀を  
行フイミゴト 天神地祇に供せらるゝ重禮にて三千年近く被爲行來る  
モノイミ 十一月朔日より散齋致齋の御戒被爲在萬民御撫恤の爲  
齋戒 に御親祭被爲行候事誠以下々の身にては難有御儀に候  
諸般の事は中世以來他邦の風儀も立交候へども神事の  
みは古代の儘にて聊も駁雜無之純粹の古道に候京都及  
山城國中は當日より明朝まで楚鐘誦經の音を禁止し庶  
民に至る迄一意に神祇尊崇すべき御定に有之天下一統  
昔は新嘗の日は戸を閉齋戒いたし候趣古歌に相見へ候  
へども只今にては其仔細も不存徒に打過候故及御布告  
候右の譯にて御仁恤の叡慮より被爲行御祭に候條公郷

諸侯大夫士庶人に至る迄篤く相心得當日は潔齋神祇を  
拜し共に五穀豊熟天下泰平を神祇に祈祭すべし面々毎  
日食し候米穀は其元天祖の賜物なることを知り御國恩  
の辱き事を相辨候はゞ遊興安臥して在べきにあらず寒  
村僻邑の士民雨を祈晴を願候必感應有況天下一同至尊  
の御仁慮を體認し奉り共に祈請し奉るに於ては神祇の  
冥感殊に速なるべき事に候。  
新嘗祭に當り篤農家献穀の儀に付き語らざるべからざ  
る一事あり、そは明治十五年十二月の事なりき、時の右大臣  
岩倉具視竊かにおもへらく新嘗祭は天孫降臨以來歷朝相  
承けて變易なき嚴儀にして 天皇寒夜に御親裁あらせら  
れて其本を忘れ能はず且民命を重んじ給ひて天祖に報ひ  
奉り給ふなり、萬民生活する所の食が天祖の賜なる事を忘

れじめ給はず、我が國の農事を勵ましめ給ふ重き儀式なれば國民たるもの聖意を奉載し大御心に副ひ奉り毎年新嘗祭に際し各地の篤農家より新穀を献納せしむるの途を開かんご欲し地方官に示達する所ありしに惜むべし右大臣は程なく薨去し勤王愛民の遺志も空しからんごしたるが、二十五年四月各府縣知事連署を以て管内篤農家の手になれる米粟を新嘗祭供御の爲め献納せむごを宮内省に願出でたるに皇室に於かせられては直ちに御嘉納あらせられ翌二十六年より献穀し得らるゝ事ごなりたれば國民の歡喜一方ならず、播種より收穫に至るまで清淨を旨ごして耕作したる米粟が 天皇の大御手を以て神祇に捧げさせ給ふ事ごはなれり、國民誰か感激せざるものあらんや。

〔四〕其他の祭祀 恒例の祭祀ごしては尙ほ相嘗祭、月次祭

南  
淵

ご云ふあり、相嘗祭は新嘗祭を行はせ給ふに先立ちて京畿近國の名ある神々に新穀を奉らせ給ふ祭祀なるも今は廢絶ごなれり、月次祭は新嘗祭に幣帛を献ぐる諸神に月々幣帛を奉らるゝ祭なるが後には六月ご十二月ごの二回ごなり、今は伊勢大神宮のみごなれり。臨時の祭祀ごしては祈雨祭、祈晴祭の二あり、祈晴祭ごは霖雨に晴を祈り給ふ祭祀なり、皇極天皇の御代早天打續き耕地には龜裂を生じ農作物の枯葉甚だしかりしかば國民の雨を呼ぶ事頻なりしが何の甲斐もなかりしかば 天皇親しく南淵の河上に幸し、跪きて四方を拜し天を仰ぎて祈り給ひしに雷鳴り雨降る事五日にして天下漸く潤ひたり、萬民大に喜び至徳天皇の尊稱を奉れり。又文武天皇は大旱に際し馬を芳野の水分の神に奉りて雨を祈り給へり。其後何れの時代にありても早天

に雨を祈り給ひし例尠ならず、又寶龜六年の事なりき、霖雨打續きたれば、天皇使を丹生河上神及畿内の群臣に遣して白馬及幣帛を奉らしめ給へり、止雨奉幣之より例さなれり、然れ雖も祈雨、祈晴祭共今は行はれず。

第二節 神社の祭祀

皇室に於て農事を重んじ給ふ諸種の祭祀ある如く、我が國は農業立國の故を以て名ある神社に於ても農業に關する祭祀を行ふ所尠ならず、其一二の例を擧ぐれば伊勢大神宮の風日祈祭は四月十四日、七月四日の兩度行はるゝが、こは暴風強雨の稼穡を害せざらん事を祈るものなり、熱田神宮は古來農の祭を多く行ひ來りたるものなるが、正月七日の晩には大福田宮の拜殿に於て合水の様あり、前年正月十二日甕に水を入れ堅く封じ大宮正殿の下に埋め置く時

風日祈祭

合水の様

甕

倉稻魂

は水の減少寸分に依りて其年の豊凶を計り知るに便す、又十一日に踏歌神事あり、こは大福田社に倉稻魂を祭るゆゑ五穀豊饒を祈るの神事なり、其他尾張大國靈神社の鋏形祭、牧岡神社の粥古神事、熱田神宮の豊年祭、砥鹿神社の管粥神事等は五穀の豊凶を卜ふものなり、香取神宮、住吉神社、諏訪神社の御田植祭の如き著しきものなり、此種の祭祀は尙至る所の神社に多かるべし、臨時祭として祈雨、祈晴の祭は今も各神社に行はれつゝあり。

第三節 民間の祭祀

皇室に於て農業の祭祀を行はせらるゝ、大御心はあまねく民間に波及し新嘗祭に至りては一般に之を行ふに至れり、古は家に居て新嘗祭を行ひ潔齋して他人を入らしめざりし事常陸風土記に見ゆ、又萬葉集下總國の歌に「鳩鳥の葛

鳩鳥

新饗新饗 愛憐愛憐しきを外外に

早穀祭早穀祭 水口祭水口祭

飾早稻を新饗すとも其の愛憐しきを外に立てめやも又同  
東歌に「誰ぞこの屋の戸押そふる新嘗に我か夫を遣りて齋  
ふ此の戸を」とあり此等の和歌によりて見れば民間にても  
潔齋して新嘗を行ひたる事を知るべし民間の新嘗祭は一  
定の期日あるにあらずして各家が新穀を收穫したる時に  
行ひ來りたるものにて頗る有意味のものなるを知るべし。  
從來民間に残れる日待又は早穀祭等云へるは新嘗の遺風  
なり又水口祭とて稻種を苗代に下すに當り其周圍に注連  
繩を張り洗米と神酒とを水口に供へて祭を行ふを例とす、  
萬葉集に「いぐしたて、みわすへまつる、かみぬしの、うづのた  
まかけ、みればごもしも」とあり堀川院初度百首の中に「見渡  
せば小田の苗代、しめはへて、種蒔くほごになりけるかな」  
「谷水のせく水口のいぐし立て、いほしろ小田に種蒔きにけ

り」とあるが如く、注連繩を張りいぐしなご立て、神事を行  
ひたるものなり、此の如き莊嚴の儀式の中に播種し田植始  
めを行ひたるものなれば苗代に生ふる早稻をば玉垣とは  
美稱するなり、各地方にて行はるゝ氏神祭は蓋し其地方の  
農事はいふまでもなく住民一身一家一町一村の事細大皆  
氏神の加護によるものこの觀念に基くものなるべし、其他  
二月に麥穗祭、五月に稻穗祭を行ふ所もあり。

## 第二章

### 即位禮と大嘗祭

即位禮と大嘗祭の大典は 天皇御一代に唯一度執り行  
はせ給ふ御儀式にして寔に國家重大の盛典なれば國民は  
至誠を捧げて祝し奉るべきなり。殊に今回は世界の日本國

ごなりし國の帝の御即位式の事にて實に前代未聞の御儀式たるは申すも愚かなり、斯る盛典を拜し、斯る儀式に接する吾等國民は亦空前の好機會に生れ合ひたるを喜び、先人未聞の盛儀を拜するの光榮を謝せずんばあるべからず、此御儀式を皇室の御私事、宮中の御嘉例なるが如く思ひ奉るべきにあらざるなり。

第一節 即位禮

天皇踐祚の後まさしく高御座に即かせ給ひて百司萬民に麗はしき龍顔を見ゆさせ給ひ天津日嗣をしろしめす事を告げ給ふ、之を御即位とは申し奉る。即位の儀式は神武天皇は軍中に於て行はせられたり、即ち都を大和の畝傍の橿原に奠め、位を正しくし諸臣の職を分ち給ひぬ、茲に於て皇室の威嚴大に加はり施政の方針漸く定りぬ、之を我が紀元

高御座

元年とす。以後孝徳天皇文武天皇の御代を経て愈々整頓し持統天皇の頃迄は純粹の國風にて即位の式を取行はれ、清和天皇に至りて唐制を交へ規模宏大にして其式典は盛觀なりしと云ふ。然るに中世以後皇室の式微と共に朝儀漸く廢れ即位の儀式も亦舊觀を失ひしと雖も其大体に於ては古今變る事なくして孝明天皇に及べり。明治天皇の即位禮は國事多端の折柄なりしかは質素簡畧を旨とし給ひしが、登極令發布せらるゝや純然たる國風の儀式茲に制定せられ古に復興し給へり。

古は踐祚と即位との別なく、踐祚すなはち即位にして淳素なるものなりしが、桓武天皇の天應元年四月三日受禪即位あり、同十五日其式を行はれしより茲に始めて踐祚と即位と日を異にするの端を開き醍醐天皇朱雀天皇村上天皇

の御時に至り其別明かとなり、後世は踐祚の後幾月日を経て即位禮を行はるゝは普通の事となれり。踐祚は先帝の御讓位に依り若くは崩御の後を承けて神器を傳へ給ふ事にて位を踐むの意なり、萬機の政は一日も空しくし給ふべきにあらねば假令御諒闇中にましますも直ちに祚を踐み給ひ後更に式を擧げて祖宗の神靈に告げ給ひ百官萬民に登極新政の旨を宣布し給ふを以て即位の大禮は定め給へるなり。皇室典範第二章第十條に

天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク  
同第十一條に

即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ  
ご明らかに踐祚ご即位ごを分け給へるは全く古意舊典に據りて定め給へるなり。

王

渝らせ

隨神

畏れれご御即位の由來を申さば 皇祖天照大神寶鏡劍璽の三種の神器を皇孫の尊に授けて宣はく、豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は吾が子孫の世々王たるべき地なり、天日嗣の隆ならんご天壤ご共に窮りなかるべしご、是れより列聖相繼ぎ給ひて絶えて渝らせらるゝ事なし、此國を治め給ふには歴世の天皇必ず神器を授受し給ふを以て其表徴ごし給へり。我が國にありては天皇の天位を知らしめすご申すは啻に神の系統を繼ぎ皇家を承け給ふのみならず、天祖に代り奉りて斯の國、斯の民を統御撫育し給ふべき天職を受け給ふなり、是れ即ち隨神の道にして、古語に天つ日嗣の高御座の業ご宣ひ給へり。其旨列聖の詔詞に昭かなり。謹みて列聖宣命の要旨を案ずるに 天皇登極あらせられては、先づ天下を治平し國民を愛撫し給ふ事を古來一貫

の精神として、天地神明に誓ひ給へるなり、畏くとも忝なき御事ならずや。

明治天皇は明治四年東京宮城に於て御即位の大禮を行ひ給ひしが、越へて同十三年京都に行幸遊ばされ給ひ、舊都の衰微を御覽ぜられ、今後即位の大禮は京都に於て行ひ以て舊觀を遺し給はんとの大御心により、勅して宮殿を修理せしめ給ひぬ、後同二十二年皇室典範發布せらるゝ、や其第十一條を以て大禮は京都に於て行はせらるゝ、事に御治定相成りたり、されば、今上天皇は先帝の御定めに従ひ給ひ、大正四年十一月十日京都皇居に於て御即位の盛典を行はせ給ふ。即位禮は申上ぐるまでもなく、最も重き御大典なれば、之を行はせ給ふ前に於て天神地祇を祭らせ給ひ、祖宗の御靈に告げ給ふ、即ち登極令により、期日御定めの上は宮内

神産日神  
高御座日神  
玉積産日神  
生産日神  
足産神  
大宮賣神  
御食津神  
事代主神

大臣、國務各大臣連署にて發表され、又宮中の賢所皇靈殿神殿に奉告し給ひ、尙勅使を伊勢大神宮、神武天皇の畝火山東北陵を始め、として前帝四代の山陵に奉幣し給ふの儀定ま

れり。  
賢所は宮城内に於て、畏くも神鏡を齋ぎ祭らせ給ふ所に於て、其御殿を温明殿と申す。賢所に、期日奉告の御儀を行はせ給ふと同時に、皇靈殿神殿に奉告の御儀を行はせ給ふ。是れ賢所皇靈殿神殿の三殿は、其位置相隣り、賢所を中央とし、西に皇靈殿、東に神殿あり、皇靈殿は神武天皇を始め、として、御歴代の皇靈、並皇后皇妃皇親王の御靈を齋ぎ祭り給へる所にして、神殿は昔八神殿と稱し、神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産神、大宮賣神、御食津神、事代主神の八神を祭りしものなるが、今は天神地祇をも合せ祀り給へるなり。

御即位の期日と大嘗祭の期日とは御一緒に御定め給ひ次で齋國を点定あらせらる、かくして着々御即位の前儀を進め給ふ。

第二節 大嘗祭

大嘗祭は、即位式の後に於て行はせ給ふ國家重大の御儀式にして、其年に國內にて收穫したる新穀を以て御饌神酒を造らせられ、天皇御手づから天照大神を始めとし天神地祇を祭らせ給ひ、又躬らも聞き食され且つ之を百官群臣に賜る所の御大禮なれば、前以て悠紀、主基の二國を点定し更に其國に於て齋田を選定し其田より穫たる新穀を以て祭らせ給ふ、此祭に於ては諸神盡く御饌神酒を嘗め給ふが故に大嘗とは云ふなるべし、大は大小の意義に非ずして尊稱なり、故に大嘗とは御嘗の義にして古言は之を「オホニヘ」と

節會  
昔、朝庭ニテ天子  
出御アリ、御饌  
テ臣子ニ御饌  
下サレシモノ、御饌  
リシモノ、稱

齋庭  
イミ清メタルトコ

云ひ後世は字昔にて「ダイジヤウ」と稱するに至れり、又節會の方よりして大嘗を「ダイシヤウエ」とも稱す。大嘗祭の起源を案ずるに、天照大神、三種の神器を皇孫尊に授けさせ給ひし時、天兒屋根命、太玉命に勅して吾が高天原に御す所の齋庭の穂を以て亦吾兒に御させ奉るべしとて、此豊葦原の瑞穂の國を遠長に知行さん國と封じ給へるを畏み、爾來歷朝即位の御時には其年に收穫したる新穀を以て天祖に供し給ひ且つ御躬らも初穂を食して現つ御神の御位に即きたまふを明にし神祖を崇敬し給ふ、大嘗新嘗の起源は實に茲にあるなり。古にありては大嘗を新嘗とも書き、新嘗を大嘗とも書き其區別なかりしもの、如し。蓋し御即位の始めに行はせらる、新嘗祭の御式を特に大嘗祭とは申上ぐるなり、大嘗新嘗共に其年に熟せる新穀を以て



神祇を祭らせ給ふ儀式にして其設備には大小の相異はありとすも其主旨に於ては毫も異なる所なければなり。今日に於ては年々行はせらるゝ祭典を新嘗祭と唱へ、天皇即位の後に行はせ給ふ御一代一度の御儀を大嘗祭とは云ふなり、新嘗大嘗の區別は古代の記文徴すべきものなければ詳かに知るを得ざるも、天武天皇の御代、其二年十一月に即位に大嘗あり其五年と六年とに新嘗の事ありて新嘗大嘗の區別稍明かくなれり、其後大寶元年の令に及び凡て大嘗と云ひて新嘗はなかりしが貞觀延喜等の記事には御一代に一度行はせ給ふを大嘗と云ひ毎年行はせ給ふを新嘗と云ふ事になりたりと見ゆ。

史に徴するに先帝の崩御を承け給ひて新に帝位に即かせ給ふ時は諒闇期満つるの後大嘗祭を行はせらるゝの例

となり居たるが中頃武家の政權を執るに至りては古風漸次衰へ亦昔日の盛典を観る事能はざりき、天武天皇の御代より安徳天皇の御代までは一度も行はせられざりし事なかりしが其後は時に行はせられざりし事あり、即ち後鳥羽天皇、仲恭天皇、御村上天皇、御龜山天皇及後小松天皇之なり、更に御柏原天皇以後靈元天皇に至る長き間は全く行はせられざりき。徳川時代に入りてよりは東山天皇の御代に至りて始めて復興せられ次の中御門天皇の御代には行はせられざりしと雖も元文三年櫻町天皇の御代復興せられ爾後代々の天皇必ず大嘗祭を行はせられ、先帝は明治四年今の宮城内なる吹上御苑に於て此儀を行はせ給ひ茲に不磨の大典とはなれり。

今回は明治天皇の御發布あらせられたる登極令により

大嘗祭を行はせ給ふ事なるが、此制度の最も古きは、大寶令なり、清和天皇の御時漸く整備して貞觀の制定められたり、當時の制によれば御即位の式七月以後に行はるれば大嘗祭は其年の内、八月以後ならば翌年に行はれ何れも十一月中の卯の日を以て期日と定められたり、之れ此御儀式は春秋の耕耘より準備を始めさせられ、秋に至り新穀の成熟するを取りて御饌神酒とせらるゝなれば殆ど一年に涉れる御儀式なるが故なり。醍醐天皇の御代に至り延喜式の制發せられたるか、貞觀延喜の二式が基礎となりて明治天皇の御代に至り、明治四十二年二月十一日、憲法發布二十年紀念の紀元節を以て御敷令あらせられ皇室令の第一號として登極令を御制定あらせられ、踐祚即位の禮、大嘗祭に付きて御規定遊ばされ、今上陛下始めて此制度により取行はせ

茅葺<sup>かやぶき</sup>立木造<sup>たきつくり</sup>

給ふことゝなれるなり。

大嘗祭は茅葺立木造にて丸木にて新たに悠紀主基の兩御殿を御造營あらせられ其御殿に於て行はせ給ふ、悠紀の御殿に於ては宵に御祭あらせられ、主基の御殿にては曉に御祭あらせらる。悠紀の御殿に御備へらるべき神饌及黑白の神酒は悠紀の國に於て作りし新穀を以てせられ、主基の御殿に御備へあらせらるべき神饌及黑白の神酒は主基の國に於て作りし新穀を以てせらる。

悠紀殿に於ける宵の神饌は天照大神を祭り、主基殿に於ける曉の祭には他の天神地祇を祭り給ふこと云ふものあれど、御親祭畢らせられ御告文を奏し祭ふ内に、伊勢の五十鈴の川上におはします天照大神、天つ神、地つ神の諸々の神達に申して白さくこと宣ふ事、宵、曉の御祭とも變らせ給はじこ

輦ハ穀ミ  
天皇ノマシマス都

承れば兩殿ごも同じ祭神達におはします事明かなり。  
大嘗祭の日 天皇は齋戒沐浴あらせられ御躬から祭事を執り行はせられ霜天に満つるの寒夜を徹し給ひ曉に及び給ひて庶民安穩國土豊饒を國民に代りて祈念し給ふ、六千萬の蒼生 天皇の此大御心を拜戴し慎み敬ひて神徳の深き、皇恩の厚きに感激せざる者あらんや、されば維新前にありては輦穀の下なる京都にありては此日住民皆寝ねずして夜を守り寒食して火を禁ぜり、之を煙止と稱し皆相警めて過失喧噪せざらん事を心掛け御親祭の大儀に御障あらせ奉らじと冀へり云ふ。

### 第三章

#### 大嘗祭と齋田

大嘗祭の如何に重き御祭式なるやは前章に於て之を明かにせり、其祭式に用ひさせ給ふ神饌は其年國內に於て收穫したる稻實を以て造らせらるゝが、其稻實を栽植する所を齋田と稱す、御本旨より云へば國民一般が献穀したる稻實を用ひさせらるゝなれ雖もそは餘りに繁雜に過ぎ且つ不可能の事なれば一定の地を選びて耕作者に命じ栽植させたるものを御用とせらるゝなり。

明かに史上に見ゆる大嘗祭は天武天皇五年九月なるが、此大嘗の爲めに齋田をトひて悠紀には尾張國山田郡、主基には丹波國訶沙郡の之れに當れる由載せられあるより見れば悠紀主基の齋田を点定するの儀は既に此頃より行はれたる事明白なり、天武天皇以後代々の天皇此盛儀を行はせられたるが就中奈良朝時代に於て齋田の愛知縣下に選

訶沙郡

定せられたるは文武天皇の時の尾張と光仁天皇の時の三河にして何れも悠紀なり。大昔にありては悠紀主基の地方定まらざりしが延喜以後は毎度近江國を悠紀の齋田に、丹波備中の二國を以てかはるゝ主基の國となし置かれたり、以後冷泉天皇の主基を播磨となし給ひし一異例あるのみ、明治天皇の御代には悠紀は甲斐國巨摩郡、主基は安房國長狹郡に選定せられたりき昔は齋田を決する事を卜定と稱したりしが今は登極令の定むる所により点定と命ぜられたり。故に古書に卜定とあるは点定の義なりと知るべし、而して悠紀の國に於て悠紀にあたる郡、主基の國に於て主基にあたる郡は点定の法によれり。

悠紀とは日本紀の私記に「イバヒキヨマハル」の辭と云ひて齋忌の字を用ひ之を「ユキ」と讀めり神事に潔齋するの義

禊 禊 禊  
齋 忌 忌

なり、主基は古書に次を「スキ」と讀みたるものとせしものあれど別に悠紀と其意異なることなく同じく神意潔齋の意なるべし、又本居宣長の玉勝間に「次は借字にして此字の意にあらず、古はすべて事だに同じければ字は意に拘らず、借りて書けるものなり、次の意にあらずといふ故は、悠紀と主基とは何事も二方全く同じさまにして、一事も聊の劣り優りある事なければ天武紀なるは借字なる事疑なし、主基は禊の曾岐と同言にして濯といふ事なり、みそぎは身濯にて、そとくご、すくとくご同じきを共に約めて曾岐とも須岐ともいへるなり、さればこれも齋忌と同じさまの名にして濯き清めたる由なるぞかし」とあるより見ても悠紀と主基と意義を別にするものに非ざる事を知るに足べし。

齋田点定の御儀は宮中の神殿に於て龜卜の法により行

神籬ひらきニ立テ廻ラシ飯祭ルトコロ  
素薦すせん幣へい垂し

はる。最初は鹿の肩骨を灼きて占ひたる由なり。今回の齋田点定の儀を拜聞するに大正三年二月五日立春第一日の吉日を以て行はせられたり、當日定め時刻に大禮使高等官式部官式部職及掌典職員著床して御扉が開かれ神饌幣物を供し掌典長恭しく祝詞を奏す、次で齋田点定の儀あり、神殿の前には庭上に二間半に三間の幄舎を設け其中に南面して神籬を奉安し高案三脚を据へ其前には素薦を敷き庭上一面に白砂を盛り四周に注連の垂幣を掛く斯くて掛官一同卜庭の座に就けば大禮使長官は悠紀及主基兩地方の國名を書せる紙片を封入して典儀部長に授け、次に部長は掌典長に授け、次に掌典長は之を掌典に授け齋田点定の事を命ぜらる、此時神樂歌奉奏せらる、掌典は卜庭の神なる天兒屋根命太玉命の二神を降し神饌を供し奉る、此時掌典恭

しく次の意味の祝詞を奏す。

太萬たまん神業かみわざヲ始メ給ヘル天兒屋根命太玉命二柱ノ大神ノ御前ニ申サク今年ノ大嘗祭ニ皇祖并天神地祇ノ大前ニ 天皇親ラ御供饌アラセラルベキ神饌ヲ造ル齋田ヲ今日卜定スルニ付イテハ大神達ノ御心ニ適ヒタル麗シキ良キ地方ヲコノトカタニ現シ給ヘト畏ミ畏ミ白ス次で卜具を卜庭の中央に置辨じ奉る、卜具は伊豆相摸地方の海中より捕獲せし蠟ろう日光産の波々迦木なみかきを御料として蠟の表面の甲羅を削り長さ八寸幅五寸厚さ一分の長方形の薄板としたるものを悠紀主基各二枚づゝ即ち四枚を作り波々迦木は細かに斷ち割りて長さ約七寸程に切りたるものにして檜の圓錐に摩擦し齋めたる神火を發せしめ波々迦木にうつし焰の高く燃る上るや前の龜甲板の表

トカタニ  
蠟ろう波々迦木なみかき

面に豎に一條横に上下二條の墨線を劃して焰上に翳しや  
がて甲に龜裂を生じたる時其方向によりて悠紀主基の地  
方ト合を知り前の封書の表に書するものにて先づ悠紀地  
方を行ひ次に主基地方を行ふ事前後二回にして其ト合は

悠紀地方 愛知縣

主基地方 香川縣

なる事明かに拜知するを得たれば掌典は封書を掌典長に  
進め之を大禮使典儀部長に致し部長之を承けて大禮使長  
官に進め樂頭奉答中にト具神饌を徹し掌典昇神の儀を行  
ひ御扉を閉ち之にて齋田点定の儀を終らせ給へり。

宮内大臣は此日齋田に点定されたる愛知縣知事及香川  
縣知事に命じて齋田に付き新穀供納の手續をなさしめたり。  
茲に悠紀主基兩地方長官は其光榮を拜受し縣内に於て

最も適當なる場所に齋田を選定せり、即ち悠紀齋田は愛知  
縣碧海郡六ツ美村にして、主基齋田は香川縣綾歌郡山田村  
とし謹みて手續を了せり。

齋田点定の御儀の始めて史上に見ゆる天武の御宇に大  
嘗祭を行はせられたる折も悠紀齋田地は尾張なれば今の  
愛知縣なり、今回も悠紀齋田地は愛知縣なり、何たる因縁ぞ  
や何たる光榮ぞや、愛知縣の忠良なる臣民が争ふて齋田の  
選に當るべく心に冀ひたる尤もなりと云ふべし。

齋田の大きさは古に於ては三反歩の時もあり、六反歩の  
場合もありき、明治天皇の御時には明治四年十一月十七日  
東京の宮城に於て大嘗祭を行ひ給ひしを以て中世以後の  
例を破り甲斐に悠紀齋田を置き、安房に主基齋田を設けら  
れしが其面積は六反歩宛なりき、此度の悠紀齋田は四段歩

にして主基齋田は四段四畝なり。以前は齋田には本田の外控田を設けられしものなるがこは農事の進歩せざりし時代なれば萬一の場合を慮りてかくはなしたるものなるべし。明治天皇の御時には安房國にては本田のみなりしが、甲斐國にては本田の外に本田と數町隔りたる所に控田の設けありたり。明治天皇の御時には一齋田より粃にて六石宛献穀したるものなるが、今回は精選せる良米一石宛を奉納する事となれり、之より先き、稻穂熟するや宮内省より拔穗式使差遣せられ拔穗式行はる、之に要する設備は齋田の西方に齋院の地を設け此處に於て拔穗式行はる、神饌は東面神饌殿は南面、稻實殿は北面して設けられ、其前方に二棟の幄舎あり、各殿共に總べて玄木造り、屋根は萱葺とし周壁は疊表を張り木綿をかけたる櫛を四隅に立て、神々しき事

限りなし。此日拔穗使は神饌前に進み出で拜禮ありて神饌を供せられたる後更に神饌前に進みて祝詞を奏せられ、次で齋田奉仕者たる大田主は雜使十名を率ひ稻實殿に参入して鎌一挺づつを雜使に渡したる後恭しく三寶を捧げ齋田内に参入し先づ大田主は雜使一名と共に拔穗田に其他は三名宛各田に参入し各々手にせる鎌にて刈穂の事あり、齋田の中央に置かれたる案の上に載せられたる三寶に四束の稻を載せて齋場に引返し之れを知事の前に進めて點檢を請ひ神饌に供ふるや知事は更に拔穗使に向ひて拔穗の事終る旨を奉す、拔穗使又之れが點檢の事あり。明治天皇の御時には拔穗使自ら鎌にて稻を刈取り之れを持ちて祭事を行ひたり。奉納せし白米は其一部を御饌とし他は之れを白酒黒酒の料とせらる。

大嘗祭は御所内に特に建てられたる大嘗宮に於て行はせ給ふ、大嘗宮は又大嘗殿とも云ひ、陛下御手づから神膳を供せらるゝ所にして其構造は別に定めなければ古例を參酌して御造營あらせらるゝ事なり。大嘗宮の御儀は悠紀殿の供饌と主基殿の供饌の儀とを指すものなり、先づ陛下は親しく悠紀殿に渡御遊ばされ給ひ悠紀の齋田にて得たる米にて造られたる御饌及び神酒は、天皇躬ら之を捧げて神を祭らせ給ふ、此時悠紀地方長官たる愛知縣知事は大禮使高等官と同じく束帶帶劔に小忌衣を加へ日影蔓を着けたる服装にて樂官を率ひて大禮使高等官の東方にある本位に就けば、やがて國栖の古歌を奏する事あり、其次に悠紀地方の風俗歌を奏す、この祭は宵の中に行はせらるゝにより宵の祭と稱す、翌曉主基殿に於て前同様の祭を行は

小忌衣おみころも

せらる、其時は主基地方長官たる香川縣知事は悠紀地方長官と同様の式を行ふ、之を宵の祭に對し曉の祭とは云ふなり。

大嘗祭の庭前に庭積の机代物と云ふもの供せらる、今回は各府縣、北海道、樺太、朝鮮、臺灣等より供納する各米一升粟五合を供せらる、又悠紀主基兩地方よりは其地方の名産を献供す、庭積の机代物は明治天皇の御時よりの御新儀にして、中山忠能、坊城俊正、福羽美靜、門脇重俊の諸氏上奏して一般國民より献納したる産物を神前に供納せん事を請ひ奉り先帝の御嘉納允許を蒙りたるものにて其色目は

- 鯛一臺 鮭一臺 若海布一臺 海松一臺(以上第一案に植う) 鮑一臺
- 烏賊一臺 棗栗一臺 柿一臺(以上第二案に植う) 雁一臺 雉子一臺
- 蘿蔔一臺 胡蘿蔔 牛蒡一臺(以上第三案に植う)



之を以て見れば農産物の外に海産物、林産物等あれば漁業、林業の御奨励ごもうかゝはる、其他陶磁器等の御使用も少なからざれば陶磁器業の御奨励などもこれある次第にて大嘗祭は決して農業のみの御奨励にはあらず、農業を本位として工業をも御奨励遊ばさるゝ祭典なりご知るべし。

#### 第四章

##### 皇室と農業

歴代の天皇が常に皇祖並天神地祇に五穀成熟を祈らせ給ひて萬民幸福の増進を願はせらるゝのみならず、或は親しく農事を御覧遊ばされ、或は精農に御下問あらせられ、又褒賞を賜ひ、或は開墾を或は移民を御奨励あらせられしことは史上に炳として明かなり。

我が皇室は他國の皇室と全然趣を異にし給ひ、我が國民大家族の御本家にして、天皇は即ち其家長にて在します。故に皇室と臣民との關係極めて親密にして、歴代の天皇深く臣民を慈み給ひ、常に其利害休戚に付き御軫念遊ばされ、臣民亦皇室の御安泰を希ひ、誠心誠意を以て只之れ及ばざらん事を恐るゝのみ、神代の昔より君民間の和氣霽々たる其由來する所且つ遠く且つ深し、故に外國の皇室の如く皇室御自体に大農場を經營し、或は牧畜の業を營むが如き事は我が皇室に於ては行はせ給はざれど、之其根底に於て大なる相異あるが爲めなり、皇室は臣民の御本家に在しませば御奨励遊ばさるゝ主旨が臣民に徹底し、臣民之を行ふて生産力増進すれば、天皇御躬ら農耕に従事し給ふご同義なりとす、今少しく古實に付き皇室と農業との關係を記

せんに、仁徳天皇は各地に堤防を築かして洪水を未然に防ぎ又水利を起して灌漑排水に便し以て民福を進め給へり、其十一年四月十七日詔して宣はく

朕今是土<sup>波難</sup>を視るに郊澤曠遠にして田圃乏少なり河水横溢して下流駛らず<sup>中</sup>宜しく流を疏して海に注ぎ以て田宅を全ふすべし<sup>天日本史</sup>

よ以て仁徳帝の大御心の程を察し奉るに餘りありよ云ふべし、又繼體天皇の勸農の詔に

朕聽く一夫耕さばれば天は或は飢を受くる事あり、一婦織らざれば天下或は寒を受くる事あり、故に歴代の帝王躬ら耕して農事を勵まし、后妃は手づから桑をこりて桑序を勉め給ひぬ、況んや群寮より萬族に及ぶまで、農績を廢棄して殷富に至らしめんや、司普く天下に告げて

識らしめよ

朕が懷を識らしめよ<sup>日本書紀 大日本史</sup>

よ、又元正帝の靈龜元年冬十月七日の詔に

趣して  
良に

今諸國の百姓は未だ其術を盡さず只水澤の種を趣して陸田の利を知らず<sup>中</sup>良に國司が教導の存せざるによるなり宜しく百姓をして麥禾を兼種せしむべし云々

又、聖武天皇は養老五年三月七日詔して宣はく

言に

朕四海に君臨して百姓を撫育す、家に貯積し、人々安樂ならんことを思欲す、頃者旱澇相仍りて農桑損あり、遂に衣食足らずして饑害あるを致さしむ、言に茲を念へば良に惻隱を増す、今課役を減じ用ひて産業を助く云々

又、養老六年四月太政官奏して曰く

如し

食の本たること之れ民の天とする所なり、時に隨て策を設くるは國を治むるの道なり<sup>中</sup>國郡司如し部内の百

姓荒野閑地に能く功力を加へ收穫の雜穀三千石已上に  
及ば、勲六等を賜ひ一千石以上は身を終るまで事勿ら  
しめん(續日  
本紀)

以上は二三の例に過ぎず、雖も之れを以ても累代の  
天皇が如何に大御心を農業に注がせ給ひしかを知るに足  
るべし。

明治天皇及昭憲皇太后の維新以來國事多端にして玉体  
を休めさせ給ふ御暇すらあらせられざりしにも係はず、  
猶日夜臣民の事を御軫念遊ばされ、就中農業者に對し特に  
御慈みの御心を抱かせられし事其御製の上に於て充分拜  
察するを得べし。

あつしともいはれざりけりにわかへる

みづ田にたてるしづをおもへは

玉体にて在しながらみづ田に立てる農人の身の上を思  
ひ遣れば暑を避くるなどは思ひもよらずこの御聖旨なる  
べし。此御製は近侍のものが避暑を御奨め申上げた時、與  
へ給ひし御製なりと承はる、然るに身分ある者共相争ふて  
或は海岸に或は山間に避暑するを常とするに至りたるが  
此御製に接して如何の感かあらん。

おちこちにわらうつ音もきこゆけり

やまだのさこの秋の夜のつき

村里の夜業に藁細工をなしつゝあるを聞き給ひ勤勉力  
行の範を此處に採れと宣はせたるものと案ぜらる。

子らはみな軍のにはにいではて、

おきなやひこり山田もるらむ

日露干戈の間に見ゆ、壯丁は悉く徴されて戦線に立ち老

翁獨り野に鋤執りて寂しげに働くを思召し給ひし御製なりと承る、此御製に接し或老翁が子弟を戰場に送りて何時銃劍の穂先に掛りて斃れるやもはかられざるを思ひ自暴自棄となりて鋤を捨てぶらり／＼と爲す事もなかりしが、翻然として悟る所あり、從來に倍し其業にいそしみたりとの美談もあり。

ふる雨にをがさごり／＼しづのをが

みなくちまつるをだのなはしろ

國民が豊穰を希はんものと降る雨を犯して水口祭を行ひ播種するの有様を詠じ給ひしものと拜察し奉る。

つばめごぶかげのみ見ゆて田植ごさ

家にひこなき小山田のさこ

かりのこすやまだのおくてうちなびき

さむきあらしに時雨ふるなり

しづがやの軒端に高く積み上げし

にひわらしろくしも降りにけり

右の御製により明治天皇の深きおなさけのこもれる程を察し奉るも畏き事ならずや、かつて大石正己氏が農商務大臣たりし時御料林拂下げの件につき御裁下を仰ぎ奉らん、こ一件書類を御前に差出したるに、陛下にはしばしが程書類に龍顔をさゝめ給ひしが稍々ありて古來山林の下草は其地の農夫が牛馬の飼料とし又肥料とすべく自由に刈取去りたるものなるが、若し拂下にてもせば此の如き事は不可能となり農夫は困難せざるか、御下問遊ばされしかば、大臣は恐懼惜く所を知らず御前を退出し専門技術官に其邊の事を聞正し御前に進み充分取調べの上にて農夫の

不便を感じざる様取計ひありと言上したるに然らばこて漸く御裁下遊ばされし事あり、又昭憲皇太后皇后兩陛下が宮中に於て蠶兒の飼育を勵み給ひしが之れ御慰みの爲めに非ずして養蠶御獎勵の大御心より出でたるものなりと拜聞す、又明治十年十月内務省勸業寮農事脩學場を農商務省の所轄に移し、駒場農學校と改稱し其年十二月校舍を東京府荏原郡上目黒村駒場野に新築し、同十一年一月二十四日愈々開校の典を擧げたり。此日大臣參議等大官、外國の使臣等參集し、皇上又親臨あらせ給ひ勅して宣はく

朕惟フニ農ハ國ノ本ナリ物産以テ殖ヘ生民由テ以テ富ム是レ此ノ學ヲ講ゼズンバアルベカラザル所以ナリ今ヤ本校建築竣ルヲ告グ朕甚ダ之ヲ嘉ミシ親シク臨ミテ開校ノ式ヲ擧グ後來我國産ヲシテ益々富饒

ナラシメンコトヲ望ム

又外國教師に勅して宣はく

農學校經營方ニ功ヲ竣フ朕自ラ望ミテ開業ノ式ヲ擧グ汝等朕ガ農學ヲ擴張スル意ヲ体シ善ク生徒ヲ鑄成シ本邦ノ農事ヲシテ繁盛ニ至ラシメン事ヲ望ム世傳へて單に駒場農學校(後農科大學と改む)の光榮とせず我が農業界の光榮とするむべなりと云ふべし、此等は其一端なるが之れに依りても我か皇室がいかに農事の改良進歩に御軫念あらせ給ふかを窮ひ奉る事を得べし。

## 第五章

### 齋田と農業

齋田にて栽植するは稻なり。天孫降臨の時に當り天照大

神は天兒屋根命、太玉命に詔して齋庭の稻穂を千秋の五百秋に、御せ奉るべしと事依し給ひしまゝに畏れれご今の御代に至る迄。天皇は即ち天祖の御孫におはしまし吾等臣民も亦悉く天祖に奉仕せしもの、裔にして日常生活の基となるものは天祖の齋庭の稻穂なるは幾千年の久しきも尙ほ一日の如し。稻の栽植の大切なる以て知るべし。故に稻に就きて聊か所見を述ぶる所あらんぞす。

我が日本は古來より一名瑞穂の國と稱し來りたるが何故此國を指し瑞穂の國と稱するものによ、之れを昆陽漫錄に徴すれば、我が國古へより水田を専らとじて米の宜しき萬國に勝る事遠ければ我が國を瑞穂の國とも稱せらるゝとあり、又或書には、瑞穂とは稻の穂の極めてみづ／＼しく發育したるを指すともあり、又、天照大御神葦原中國に保食神

保食神  
うけもちのかみ

ある事を聞き召され月夜見尊をして之れを見せしめ給ひしに保食神口、耳、鼻等より食物を出して尊に供せしかば尊はそは甚だ無禮なりとて怒り之れを殺し給へり、天照大神再び天熊人を遣して之れを見せしめられしに保食神已に死し其体より五穀生じ居れり、天熊人即ち持ち歸りて之を献ぜしに、天照大神喜び給ふ事大方ならず粟、稗、麥、豆を以て陸田の種子となし稻を以て水田の種子となし之れを植へしめ給へり之れ農の始めなりと云ふ、後皇孫尊降臨し給ふ時その種子を授け給ひしに我國の水土之れに適せしを以て瑞穂の國と云ふ。とあり、日本書紀には、稻の種子は始め唯、濕地に播かれたりしが漸く人智の進むに従ひて水田を作り之を耕作するに至れり、この語見へ、又今日に傳れる稻種の中出雲種、大黒種とも云ふ、古志種、齋庭種、笠挾種、日向

種なご、云ふ等は神代の遺種なりと農政本論には記しあり、農政本論は佐藤信淵の著なり、信淵が産業の奨励を一生の大事業とし全生涯を擧げて之れが發達の策を講じたるは世人の克く知る所なり、信淵は産業の奨励と共に敬神を鼓吹したるは其遺著の中に神祇を厚く敬すべき事を主張したるによりて明かに知るを得るなり、或は諸社に於ける春秋の祭禮を盛大にすべき所以を論じ、或は新に原野を開拓せんと欲せば其開拓すべき土地の左右の両端に皇太神宮、豊受宮を祈るべき事等を詳細に説明せり、一般に敬神思想の向上せるは佐藤信淵の如き本居宣長の如き、平田篤胤の如き人々の鼓吹の力に依る所少なからざるなり。

以上の記事を綜合する時は第一瑞穂の國の稱ある所以は水稻のみづ／＼しく發育するのみを指すものに非ずし

て粟、稗、麥、豆等をも之れを含むものなるを知るに足る、第二は稻のみを指して瑞穂と稱するが如く思はるゝは稻の栽植が國土に適し異常の發達をなし穀物の代表名詞となるに至りし事、第三古來より稻の栽植行はれ今日の學理より云ふも改良の術を等閑に附せざりし事歴然たり、第四は何れの時代を問はず農業が常に神祇と離る可からざる關係を有せし事を推知するに難からざるなり。

之れを齋田に就て觀察せんに、齋田の点定は宮城神殿の御前に於て龜卜の古式に則り始めて点定さるゝものなれば神意に出づること云ふ事を得るなり之れ其一、齋國は龜卜の法によりて点定せらるゝも齋田は齋縣の知事之れを選定す、其選定するに當りては農事特に水稻栽植の最も進歩せる地方を慎重に調査し選むなり、之れに附隨しては灌漑

排水の便なる事、土地整理の完成し居る事、人情風俗の淳素なる事等亦條件の一とす、即ち眼目とする所は農事の最善に發達したる地方と云ふにあり、之れ其二なり。齋田は素より水稻のみを栽植す、之れ神饌を造るには稻實を以て之れに充つるものなれば勿論なるも又以て我が國の農業は古來米作を以て代表とする事をあらはしたるものなりとす、之れ其三なり。齋田の經營には播種、挿秧より刈入、收穫までの手續並栽培には最善の手段を盡し、充分の改良を加ふるが故に此点に於て農事の模範を示し得るのみならず、協同一致の氣風を振作するにあらずんば十善を期する事能はざるなり、之れ其四なり。齋田を經營するには播種に先立ちて祓式、水口祭を行ひ、田植を始むるに當りて田植式を行ひ、刈取前に際して拔穂式を擧ぐる等一として神祇と關係せ

ざるはなし、即ち人力によりて最前を盡すと共に、農業は自然力の爲めに豊凶を左右せらるゝ事尠なからざれば神祇に祈るものなり、之れ其五なり。田樂及田舞を行ひ且つ奉耕者に田植歌を歌はしめ崇嚴の裡に愉快に充ちて行事をなす事其六なり。此の如く齋田と農業との關係を説き來れば實際なかるべきが之れによりて齋田と農業との概要を知るに足るべし。

民といふ字はタミと讀む、民は田身の義にて農人を本として云へる語なり、水田の耕作は國民の最大最重なる仕事として數千年間經過し來りたるものなれば、多大の精力を之れに傾注し來りしかを知るに足るべし。司馬江漢の春波樓筆記に「吾日本米穀を以て食の第一とす、世界の諸邦此の米かつてなし、五十度外にしては牛肉を以つて上食とし、其



餘は麥、粟、稗を以てす、人の生命食にあり、我國の米穀味甘くして淡く、膏油あつて身体を潤す、また酒に造りて美味他邦米ありとも日本米の如くならず、酒に造りて夏日腐り味を變ず故に焼酎とす、味辛し、糯米亦他になし、支那月餅と云ふものあり、八月十五夜に作る餅なり、予長崎に遊ぶ時之れを喰するに餅にあらず、今云ふ落鴈の如し、米の粉を熬りてつくねたる物なり、我が國の如く糯米なき事知るべし、又曰く天竺赤道に近き諸島にサゴ米と云ふあり、其餘麥を以て食とす、とあり、當年の蘭學研究者の説概ね此類なり、外米の臭くて不味なるは人の皆認むる所なり、兎に角我が産米が國民の常食にして改良に餘念なかりし一端は之れを以ても知るに足る、又封建時代に於て人の格を定むるに何萬石、何千石、何人扶持を以てしたるが之れ米を以て標準とした

るに由る、船舶の如き今は噸數を以てするも以前は千石船百石船と石を以て表はせり、又田の神と云ふあり、稻荷と云ふが如き直ちに野狐を連想せしむる野卑なるものとなり居れど實は決して然るべきものにあらず、神代記に保食神腹中生、稻とあるを本據とす、イナリは稻生の義にして、稻は命の根、生は生産の義なり、日本紀萬葉集に生、成、産、業の字なりと讀めるを見れば、稻荷の語源を知り得らる、後世稻荷を野狐と結び付けたるは利を釣る爲めに牽強せしものなるかは知らず、雖も野狐のあづかる事は更になしと知るべし、且つ米又は稻を地名として見出す事少なからざるが、此邊にも瑞穂の國の獨特の点現はれ居て面白しと思はる、我が愛知縣にても

米野(尾張)米津(三河)稻葉、稻木郷、稻生、稻葉地、稻澤、稻島(以上

尾張(稻熊三河)

等あれば之れを全國にもごめんか其數蓋し尠なからざるべし。又一年を四季に別ち春夏秋冬といふが如きも悉く稻より來りたる名稱なり。

我が國は建國以來糧食の獨立を以て四海に誇りたるものなるが、今を去る事十有七年前即ち明治三十一年を期として其年以來國內の生産米を以てしては國民の需要を補ひ能はざる状態に立至れり、明治二十二年迄は豊凶に係はず米産は消費に餘りありしが二十三、二十七、三十、三十一の四ヶ年間是不作の爲め生産は消費を充す事能はざりしが之特殊の場合に屬す、三十二年は幾分消費して餘りありしが、三十二年は實に我が國の米生産高は其消費高を充たし得たるの最後にして爾來年の豊凶に係はず二三百萬

石の不足を來すに至りたるは返す／＼も遺憾の事なり、國民は此際努力する所ありて舊の如く糧食の獨立を期せざるべからず、それには

第一策 新たに田を開拓する事

第二策 既成の田を改良する事

第三策 品種の改良を計る事

第四策 栽培並貯藏法を改良する事

等なり。専門學者の調査する所によれば尙國內に五百萬町歩の耕地を生ずる事左のみ困難ならずこの事なり、開墾地の中には田となす事能はざるあるも又既耕地たる畑を化して水田となし得る土地も少なからざれば將來に於て水田を増加し得る事は既定の問題なりとす、之れ第一策の解決。第二策は政府の獎勵しつつある耕地整理を行ひ之によ

りて灌溉排水の便をよくすれば收穫は非常の増加を來すべし、又灌溉と排水と兼ねて揚水機排水機などの設備をなさんか効果の頗る著しきものあるを信ず。第三策は品種の改良なるが、こは年々共に遺傳の學益々研究せられつゝあれば新らしき品種を作り出し之を固定せしむる事も出來得べく又各品種の中より草丈、收穫粒の大小、早中晩等を參酌し長所のみを採りて茲に新品種を作る事も得べし、遺傳の研究は驚くべき程度に進まんとする状態なれば希望するが如き新品種を現出し得る事比較的容易なるべし、こは廣義の栽培法の改良に屬するものならんも茲には區別して説きたり。第四策は施肥、深耕、苗代、本田の手入、播種法、選種、種子の交換等と他の一は收穫後の貯藏方法を改むる事となり、前者は比較的當業者も了解し得るに至りしと雖も貯

藏法の改良に至りては毫も進歩したるを認むる能はず、我が國産米に於て收穫後貯藏中に害虫の爲めに喰害せらるゝ事四百萬石と云ふに至りては豈驚かざるを得んや、虫害のみならず鼠害に至りては一層甚だしきものあり貯藏法を改むるの一事に於ても優に輸入米を防止して餘りありと云ふべし、尙ほ改良整理、鹽水選、正條植、害虫驅除等により千數百萬石の増額をなす見込充分立ち居るなり。

前述したるが如く主食料たる米穀の増收は決して悲觀すべきに非ずして寧ろ容易なるの觀あり、從來の農業經營法は全く不合理にして土地の改良行はれず、施肥方法合理的ならず、唯徒らに勞力の傾注に偏し殆ど農業技術の知識を有するなく、稻作の生育期間状態に就きて適當なる注意を與へざりしによる。齋田にて稻作を栽植する方法たるや

最新の學理と周到なる經驗とを合一せしめて行ふが故に最善の方法を講ずるものと云ふべし、當業者はすべからく範を茲に採るべし。

齋田にて栽植するは稻作のみなれ雖、こは稻作が我が國の代表的作物にして稻實が常食料たるによるるべし、故に他の作物は其普通作物と特用作物たるこの別なく技術上に一新生命を開かん事稻作と異なる所なし、特に覺醒を促さざるを得ざるなり。

農の技術上改良進歩の必要なる事柄は既に前述したる所の如し、之より尙進んで農を尊重すべき所以を明かにせんと欲す。

農は經國の基礎なりこの一語は洋の東西を問はず、時の古今を論ぜず皆不易の金言として信奉する所以のものは

大に理由の存するものあり、今社會生命上より觀察せんに第一農と國民衛生とは密接なる關係を有す、都人士の血統維持も一國強兵の源も農村にあり、英吉利の識者が都市は人生の墓場なりとて國民に警告するが如き且つ英吉利の諺に倫敦に居住すれば家系三代繼續せずといひ又佛蘭西の學者が田舎の住民の都市に出づるは畢竟之れ肺結核に罹るの運命を隠はんが爲めなりといへるもの幾分鼓脹の嫌あるやに思はるゝも實は然らず、都市の膨脹は一面に於て商工業の發達を意味するが故に若し單に經濟の上より見れば甚だ慶賀すべきに似たりと雖も其經濟上の繁榮を見て都市の膨脹を謳歌するが如きは非常なる誤りなり、夫れ物には表裏あるを免がれず、都市生活の反面に於ける實態如何を檢視すれば都市の膨脹に伴ひて益不健康のもの

たらんごする傾あり、人の健康に缺くべからざる三要素は新鮮なる空氣と純良なる日用食品と日光となり、然るに都市に於ては極めて少數の富有者を除きては以上三者を壇にする事は能はざるなり、且つ最大多數の住民に對して衛生を説き健康を論ずるの違なし、又狹隘不潔なる生活程度を加ふるものあり、而かのみならず生存競争甚だ激烈なるが上に喧囂躁擾なる光景は人の精根を消磨する事果して幾許ぞや、都市が不健康地にして農村の生活が身體を養ふに適するは壯丁検査の結果に見て明かなる事實なり。第二農と風俗人情を観察するに農業者は自然物を相手とするが故に野卑なれども質樸なり、固陋なれども耐忍力に富む。第三政治思想の上より見るも急激なる政變の如き過激なる民權論も調和輕緩せらるゝの狀あり、此の如くにし

荏苒  
行物事ノ次第二進ミ  
クサマニ任ス語

て農の業務は荏苒長年月の間に所謂あめつちをも動かす底の大事業をなす。

人此世に生活する必ず衣食の糧を要す、此必要品たる衣食供給の源泉は農を措いて他に之を需むべからず。工業如何に進歩して無數の烟突高く雲表に聳ゆとも國家は獨り純然たる工業によりて樹つ能はず、千百の商船港灣に輻輳すとも商のみによりて國を保つ能はず、工商二つながら原料を農に仰ぐが故に農の發達せずして工商の隆盛なる理なし、百般の工藝の中農に原料を仰がざるものこそは恐らくば水産と礦産とに原料を需むるものに止まるべし、主要工業品は煙草、織物、綿絲、紡績、製紙、製茶、生糸、砂糖、種油、生蠟、漆器、酪業、製皮、綿、麻、亞麻、羊毛、酒類等なるが直接、間接農産に關係せざるはなし、アダム・スミスが工業發展に二途あるを

説き一は外國貿易起りて原料を海外に仰ぐ事、一は内國の農産を精製する事なりといへるが、外國貿易の起る所以は主として自國農産物の販賣に外ならむといへるは決して過言にはあらざるなり、之を以て見れば農は衣食供給上必要なるはいふまでもなく經濟の上に於ても大なる價值を有するものなり。

農は國を爲すの最初にして、國は農に依りて始めて其形態を爲すものなり、遊牧の民如何にして國家を建設するを得ん、我が國神代の昔より遊牧時代にてはなく、直ちに農耕に従事したるは歴史のしめす事實なるが、此の如きは我が國が豊葦原の瑞穂の國として農耕に最も適したるが爲めなるに由る、本邦開闢以來農を以て國本となすの大義なるに至りしは一人の異議なき所なりと信ず、故に農業者を呼

苦薩  
佛ニ亞ケ位置ナ云  
フ、古ヘ朝庭ヨリ  
頭德ノ高僧ニ賜ハ  
リシ號

ぶに往々公御所若しくは大寶とも古き書に記されしは以て其事實を推すべきなり。

本邦の農家の如きは苗代を稻木様と敬し米粒を菩薩と貴ぶを以て慣習となす、夫れ穀物の貴きや更に疑を容れず、文明の程度如何に進むも穀類に代用するに足る食料品を農以外に發見せざる間は穀は永く人類の命脈なり。

以上の事例は農の貴重なる所以を述べたる一端に過ぎざるべしといへども農の如何に貴重なるかは之を知る事を得るなり、我が國內に農業を保全し益發展を計るべきは國利民福上益する所大なるを知るべし。

## 第六章

### 齋田と教育

齋田と教育とは極めて密接なる關係を有す。彼の齋田に於ける稲作合理的栽植法を一般に周知施行せしむるは重要な農業技術の教育なりとす。米穀改良、産米品評會、米穀共同販賣、米券倉庫の如き米穀に關連する事項を教ふるは米其物の改良と經濟思想を養ふに絶好の機會ならずや。田植歌、田草取歌等を教ふるは之趣味教育なり、水田に苗を植へつゝ、田植歌を口にし田草取りつゝ、田草取歌を歌ふは耕す其者に非常なる感興と慰安とを與へ愉快の裡に功程の抄取るものなり。青年處女に奉耕せしむるは清淨純白を意味するものにして其者に取りては無上の名譽たるは云ふ迄もなき事ながら他の一面より觀察する時は田園生活の多趣味なると勤勞の神聖なるを悟らしむる有力なる社會教育なり。又齋田を經營するには耕作者其人が不淨を避け

一身を獻げて耕作に従事するは勿論の事なるが、穀の大義務を耕作者に遺憾なく果さしめんとするには其地方の老幼男女亦協同一致して之を助成するにあらずんば能はざるなり。此精神を涵養するは共同生存上必要なる事柄にして自治体の根源は亦實に此精神の強弱如何に存す。敬神の念慮を高め、愛郷心を養ふは云ふ迄もなく、清潔風紀問題等亦齋田上より見たる教育資料なり。特に小國民の教養上範を齋田に採るべき事項頗る多し。尙ほ言はざる可からざるの一事は齋田が歴史地理教育に至大の關係を有する事之なりとす。此歴史地理教育こそ我が國体の精華なる忠君愛國思想、祖先崇拜思想の源泉にして且つ愛土心を植へ樹つるに力ありとす。之を思へば齋田と教育とは最も關係深きものなるを知るに足るべし。今最も重要なる(一)忠君即愛

國(二)協同一致(三)勤勞の神聖(四)學術の應用(五)小國民の教養(六)職業教育(七)趣味教育等に付き聊か細論する所あらんことを欲す。

一 忠君即愛國。皇室の典禮は中古以來漢土の制を斟酌し給ひしものあれ雖も唯大嘗祭の盛典のみは太古時代より聊かも他國の法を交へて變異したる事なく純然たる國風其儘にて今日に至れり。大嘗祭は歴代の天皇が天祖の封を受け給ふ所以の典禮なるは前にしばしば説明したる通りなるが、此典禮に缺く可からざるは齋田其物なり、故に齋田の如何に大切なる使命を有するものなるかは推知するに難からず、されば齋田に奉耕する事恰も神に仕へ 天皇に仕へ奉るの愼なかるべからず、此の如くなれば齋田は君に忠なる所以を知らしめ又國家を愛せざるべからざる道

親キ親ク  
視シ狙ゾアコト

を教ふる資料なりとす。夫れ雄偉なる此國は 天皇の御治定遊ばるゝ國土にして豫て國民生存の地なりとす。我が大日本帝國は神武天皇以降年を閱する事既に二千六百年、歴聖相承くる百二十餘代皇統連綿として一絲且つて紊れたる事なし、道に盛衰はあり時に汚隆なきにあらざりしが未だ曾て臣下にして神器を覬覦したるはなし、皇道日月と共に蕩々たり、全世界に國をなすもの尠なからず然れ雖も我が國の如く崇嚴にして大義名分の自ら明かなるは無し。外國には廢讓常なく革命相追ひ君臣の情と國体の美なる点に於ては其差天地のみにあらざるなり。

祖宗の遺徳は宏遠にして雄大なり、歴代の聖旨は深厚にして懇篤なり、一度思を致さば家をも身をも献げて皇室の爲めに報效の實を擧ぐべし、而して我が祖宗は外より來り



て此國の人民を征服せしには非ずして我國民は却て皇室の中より分岐したるものなり、故に皇室は臣民の御本家に在りし、天皇は大家長にてまします、即ち我が國は一族の擴大したるものにて忠孝一致の所以又實に此處に存するに外ならず、かゝる有様なれば皇室なくして人民なし、皇室なくして此國なし、皇室は國の本にてまします、共に臣民の本にてまします、されば臣民が皇室を天壤無窮に奉戴し奉るは臣民たるもの、本分にして最大なる義務なり、故に臣民のなす所の道は一身を修め一家を整へ、平素自治体の最美を心得る、共に忠勇義烈の武勇心を養ふて以て天恩に報効し奉るにありとす。

又國民は己れの父母兄弟姉妹を愛するが如く此國を愛せざるべからず、朋友同志を相愛するが如く此國を愛せざ

るべからざるなり、故に國民たるものは己れの家族朋友の安樂を希望するが如く此國の泰平と健實なる進歩と富強とを希望せざるべからず、此精神を名付けて愛國心とは稱するなり、我が國は天皇の統治し給ふ所なれば國民が此國を愛するは即ち天皇に奉仕する所以の道にして君に對し奉りて忠義となるなり、忠孝同規、忠君と愛國と亦其規を一にす、此の如く大義名分の明かなる何れの邦家にか之あらん。

愛國心の深さは地球の中心の如く深く何れの樹木と雖も其根は之と深さを競ふ能はず、然りと雖も玉磨かずんば其光を増さざるにあらずや、さればにや愛國心も努力によりて磨き上げざるべからず、思へ善きも悪しきも此國は祖先より現代に傳へくれたる遺産ならずや、遺産に對し善悪

是非を云爲して受けざる譯には行かぬものなり、されば善きは益發揚して最善を望み、惡しきは之を改善して名玉と並列すべく努むべし、村落の地は祖先が奮闘努力したる所の墳墓なり、故に國と村落との別なく祖先の努力を思ふて一層立派なる者に築き上ぐる覺悟あるを要す、又之を利害上より觀察すれば人は國家を離れて意義ある生存は能はざるなり、彼の猶太人の如き曾て小亞細亞地方に國土を有したる人種なるが今は世界に散在して一定の國を有せず、されば常に厄介視せられ時として虐殺の運命に會せし事あり、其悲惨なる實に視るに忍びざるあり、故に此方面より觀察するも此國土を愛護せざるべからざるなり、いはんや愛國即忠孝、忠孝即愛國なるに於てをや。

二 協同一致。人各々顔面の異なるが如く人心亦相同じか

らず、然りと雖も人の通有性も亦尠なからず、餓ゆれば食を欲し、喝すれば飲を欲し、勞すれば慰を欲するは云ふまでもなく善を好み惡をにくむが如き亦通有性なりとす、此通有性ありて社會の秩序は保たれ、國際間の平和も維持せらる、蟻の世界、蜂の世界すら能く共同生活して一絲紊れざるの觀あり、國家には統治者ありて非治者は統治者を眼目と中心として活躍す、彼の軍隊の如き最も協同力を發揮せざるべからざるものにて進軍と云ひ運搬と云ひ各聯絡を取り單獨的なるはなし、若し軍隊にして協同を失せんか實戰に當り敗を招くは當然の成行なり、軍隊の將校が能く豫定の行動を語るが此豫定の行動にして實行の行動たらんか必ず勝を制す。

今や軍隊のみならず、學校も協同的教育なり、會社も組合

も協同的行動ならざるはなし、農作物の豊穰を來すは自然力と人爲との協同最も其當を得たる時なりとす、夫れ文明の特色は協同にあり、協同は亦文明を生むものと知るべし。

三 勤勞の神聖。衰亡の國と文明の國とを比較するに前者は國民勞を厭ふに反し、後者は勞を神聖なりとし、毫も倦怠の色なく勤むるにあり。文明の華燦爛として開く所の國民は堅忍持久、不撓不屈、勤勞の神聖を實顯したるに外ならず、勤勞は岩石を化して土壤となすべく、海も埋立して耕地となすべし、脊薄の如き何ぞ意に介するに足らんとの意氣込にて開拓すべし、世界の文明國といへる歐洲の天地は如何に、氣候寒冷、土地瘠薄なれば、農作物は年一回の收穫にて二毛作の如きは思もよらず、之に反し我國は氣候溫暖にして土地は肥沃、歐洲に比し極樂境たり、然るに天惠多き我が

國にして天惠少なき歐洲文明に比し未だ及ばざるもの多きは我が國民努力の足らざるに由る、眞に勤勞の神聖なるを味はんか、生産力の増進は云ふまでもなく耕地の増加、殖民地の開拓尙ほ見るべきに至るは言を俟たざる所なり、恐るべきは勞働忌避の思想なり、尊むべきは神聖なる勞働を勤むるにあり。

四 學術の應用。如何に勤勞するも其勤勞にして學術を無視するものならんか、其効果を殺ぐ事少なからざるのみならず却つて働き損に終る事あり、語に稼ぐに追ひ付く貧乏なしと云ふも雖も懸命に稼ぎ乍ら貧乏するものあり、此の如きは其勤勞が學術に伴はざる結果なるべし。作物は其性により熱帯に適するあり、溫帯に適するあり、肥料分に於ても窒素を多く好むものと燐酸を好むものとの差あり、輪

作を忌むものご輪作せざるべからざるものごあり、病虫害に強きものご弱きものごありて其性一ならず、之を理解して栽培するにあらずんば目的の効果を擧ぐる事は不可能なりごす、

肥料上三要素は明かになりたるも面倒ごして施さず能く腐熟したる堆肥は三要素の成分を充分含有し居るものなれば之を施さんか土地の根本的改良を爲し得らるゝ事疑なきも事面倒なりごて製造せんごはせず無暗に金肥のみを施して以て得たりごする者は學理を無視するものなれば不結果を來すも自業自得の致す所ご云ふべし。選種には遺傳進化學を應用し、蠶兒の飼育には交配種が必要ごなれり、昔寒中に筍を得んは痴人の夢ごなしたるも今は寒中に筍を食膳に上すは珍らしき事ならず、又葡萄の如き降霜

後見事なる物を産するに至れり其他農作物の栽培方法、家禽家畜の飼養、生産物の販賣並貯藏法等枚舉に遑なかるべきが學術の應用は此の如く重せざるべからざるなり。

五 少國民の教養。一國の盛衰を卜せんご欲せば先づ其國の少年青年を觀るに如くはなし、即ち少國民は將來國家の運命を背負ふて立つべきものなれば之が教養に向つて力を注ぐは國家百年の計を思ふものゝ當然なすべき順序なりごす、然るに飜りて我國の現状を顧みるに此大切なる少國民の社會的教育が案外等閑に附せられつゝあるの觀あり、少國民の教養に關する世人の態度は遺憾ながら甚だ冷淡なるが如く感ぜらる、少國民教養の目的は意氣の剛健にして體力の旺盛なる上に職業的觀念を授くるにあるべきが體力的方面たるご其精神的方面たるごを問はず頼母

しからぬ傾向あるを認めらる、其職業的觀念に至りては最も薄弱たるやの觀あり、此の如きは國家の爲めに憂慮すべき事にして決して雲煙過眼に附し去るを得ざるなり。

今や世界は大禍亂の眞最中なり、我が國亦益々難を加へんこと、此時に當り一般社會の覺醒を促し少國民をして萬國に秀絶するの意氣を發揚せしめざるべからざるなり。

六 職業教育。少國民を教養するにも都會と農村とは又趣を異にすべきものなり、都會の流儀其儘を農村に持來りて教ふるは甚だ不適當なるものにて農村の少青年を誤る事少なからず、彼等をして常に農業者たりこの觀念を授け祖先傳來の事業を尊重し、喜びて農事に従事するの注意を拂はしむべき様仕向くるは大切なる事なりこと、先年來高等小學校に一週六時間の農業科を正科として課せしむる

事となりたるは國家が職業教育の必要なるを認めての事なれば充分之を活用せざるべからざるに其實然らざるの多きは教育の方針を誤りたるものことなし得べきなり。生産業に直接従事するは官公吏にあらず、教育者にもあらず、農業者即ち其人なり、其農業者に職業教育をなすことなきは、是は富強に關係する所甚だ大なり。

七 趣味教育。人生に趣味は缺く可からざるものなり、此趣味たるや天性に俟つべきもの、如くなるも教育と訓練とにより人爲にて養ひ得らるゝ事尠ならず、茲に於てか趣味も教育の必要あり又訓練すべきものなりこと、趣味を悪用する時は驕奢の風を生じ贅澤の獎勵ともなり前驅ともなるものなるが之を善用すれば健全にして職業の助手となるなり且つ趣味なきものは膽坐らず、爲す事する事に

眞に力が這入らぬものなり、趣味には雷同、盲従の伴ふものゝ如きは之を避け秩序立ちて而も一種の見識を持すべきものを撰ぶべし、又無駄な費用を節して多量の趣味性を發揮するが文明社會の特色なりとす。

## 第七章

### 齋田と民育

富士山の高きも其基礎は人の注意せざる裾野の土砂にあり、國家の大なるも其基礎は自治体たる市町村にありとす。裾野の土砂にして強固ならざらんか山の安全は期すべからず、市町村の發達を見るにあらずんば國家の安泰は望むべからず、故に國家を泰山の安きに置かんには其基礎たる市町村の自治の上進を計るより重且つ急なるはなし。

明治天皇が自治制を布き給ひしは明治二十一年の事なるが發布當日即此年四月二十五日勅して宣はく

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム謹んで聖勅を案ずるに地方共同の利益を増進せしめんこの大御心より發布し給ひしものにて此大目的を達する手段として隣保團結の舊慣を存重して益々之が擴張を計り更に法律を以て自治体の權利義務を保護するの必要を認め茲に自治政の制定はなれり、夫れ市町村は國家の基礎に屬するが故に能く完全なる自治の機体を造成し、自治精神を發達せしめ、以て立憲政治の根本を全くし國家の基

礎を強固ならしむるに努むべし。

國と地方自治とは恰も親子の關係の如し、子の幼稚なる時代にありては一より十に至るまで親の世話を俟つにあらずんば一身を處理する能はざるなり、然るに年を経るに従ひて親は子に對し世話の程度を弛め行き遂に親の事業を助くるに至り果ては立派に一身を處し一家を治むるに至る。自治亦此の如し、民度低き時代に在りては親が子に對するが如く國家が國民に臨み萬事指導せざるべからざるが民度進むに従ひ國家の事務を自治体に委任すると共に夫れぞれ地方に應じたる政治を行はしむるを以て最も適切にして而かも發達したる方法なりとす。國力の増進を計るには此自治の制度を活用するにあり、故に我が國民たる者は此地方自治の事に充分盡力するにあらざれば折角の

良制度も好成績を擧ぐるに由なし、今や我が國は自治制定まりて正に三十年に垂んたらんとす、其歲月決して短しといふべからず、然りと雖も其施行後の實況如何と顧みれば甚だ残念なる事柄少なしといふべからず、されば各々深く地方の政務に意を留め理想郷の實顯に努めざるべからず、地方の政務に心を用ゆるは愛國の第一歩たるを忘れず、又自治行政の運用其宜しきを得んか地方必ず發達し、地方發達すれば國運の發展に關するの至大なるを思ひ互に奮勵して其効果を收めん事を心掛くべし。

自治の發達は一個人の發達に起因す、一個人發達すれば地方の發達之に隨伴す、地方は殆ど全く住民自治の實を擧げん事を要望して已む能はず、夫れ町村は永住者の集團にして各々祖先を同じくする事は町村に同姓の者多きによ

りても知る事を得るなり、例へ然らずとするも祖先以來同地に住み、同時に開拓し來りたる子孫なれば互に融合し易き素因を有し且つ相互間竹馬の友にして氣質を知悉し居るべき筈なり、故に共力一致して地方の改善に盡し、一個の利益を計るゝ共に地方國家の利益を計り刻々向上の方途に出づべきなり。

齋田奉仕者の光榮は言ふまでもなき事なるが齋田奉仕者ご同様歡喜に充つべきは其地方の住民なりとす、何ごなれば奉仕者のみ能く其業に勵み光榮ある職責を完ふせんごす、雖も、其他の住民にして自治の力なからんか齋田經營は到底不可能なる事ごす、齋田を經營するには神に仕ふるご同様の心掛を要す、衛生状態の如き特に然りごす、奉仕者のみ如何に衛生上に腐心するも住民にして無頓着なら

精進ノ意  
潔齋

んか如何にして潔齋を保つを得ん、衛生の一事にして此の如し、其他の事柄に關しては枚舉に遑あらず、故に齋田は自治上見遁すべからざる好資料ごなす、齋田に奉仕する心掛を以て地方行政に臨まんか如何にして紛擾を醸すを得ん、不和ならんご欲するも能はざるにあらずや。

大正改元以來、年を重ねる事既に四、殊に即位の大典も數日の後に舉行され人心自ら新たならんごする今日、時代の新機運を利導して積年の弊を一掃し、茲に大正の新政に適する方針を樹つるは即ち爲政者の責任にして又自治民の義務なりとす。

我が國の進歩は其内容に於て足らざる所なしとせず、故に進取の氣風を振作して眞面目なる發達を圖るべし、制度は如何に善美なるも此制度を運用するは人にあり、されば



製品を優良ならしめんには民育に意を注ぐを最も重要な條件なりと信ず。

悠紀齋田は愛知縣碧海郡六ツ美村に設けられたりと雖も之六ツ美村の光榮のみならず實に愛知縣の光榮であり無上の名譽なりと知るべし、故に六ツ美村民が努力するは素よりなるも愛知縣民は六ツ美村民と毫も異なる所なく此榮譽を荷ふものなれば大に努力奮勵せずんばあるべからざるなり、又悠紀齋田は悠紀地方全体の農場を代表せるものなれば此機會を以て一切の情實感情を一掃し、奮つて農事改良の實を擧げん事を切望す、主基齋田亦之と異らず、又大嘗祭は我が國農業の繁榮を意味するものなれば只一片の祭典と見做さず、深く皇室の農事の改良に盡させ給ふかを拜察し大御心を安んじ奉らん上に於ても國民たるもの

は農事の改良に全力を傾け進歩發達せしめざるべからざる覺悟と一大義務とを有するものなることを自覺するを要す。

夫れ人格は農業最高の産物なり、殊に齋田に於て然りすと、されば齋田が民育上もたらす所の産物は決して少なからず、之を有用に資するに資せざることは地方發展上至大なる關係ありと知るべし。

## 新撰齋田讀本 終

大正四年十月二十日印刷  
大正四年十月廿五日發行

【新撰齋田讀本】

—定價金參拾錢—

著者 林 忠太郎

發行者兼  
印刷者 東 崎 作 藏

印刷所 東 崎 活 版 所

名古屋市東區駿河町二丁目  
電話一八一三番

不 許  
複 製

327  
1746

終

